

株式会社すみか 監査規程

(目的)

第1条 本規程は、株式会社すみか（以下「当社」という。）の業務及び会計について、税理士その他の外部専門家による監査を受ける体制を整備し、経営の適正性と透明性を確保することを目的とする。

(監査人の選任)

第2条 当社は、税理士その他の外部専門家を監査人として選任する。
2 監査人は、取締役会の決議により選任し、契約に基づき監査を実施する。

(監査の対象)

第3条 監査は、当社の業務執行及び会計処理の状況について行う。

(監査の方法)

第4条 監査は、次に掲げる方法により行う。

- 財務諸表、帳簿、契約書、議事録その他必要な資料の確認
- 代表取締役及び職員への必要な質問
- 必要に応じた内部調査及び改善提言

(監査報告)

第5条 監査人は、監査の結果を監査報告書として作成し、代表取締役に提出する。
2 代表取締役は、必要に応じてその内容を株主に報告する。

(独立性の確保)

第6条 監査人は、独立して職務を行い、取締役の指揮監督を受けない。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、取締役会の決議を経て行う。